

第五回 参議院労働委員会 會議録 第二一號

昭和二十四年三月二十九日(火曜日)
午前十一時三十一分開会

本日の会議に付した事件

○公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○労働省婦人少年局廃止反対に関する請願(第九十四号)

○労働法改正に関する陳情(第九十六号)

○調査承認要求の件

○委員長(山田節男君) 只今から労働委員会を開会いたします。今次国会に提案されました「公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案」につきまして、去る二十六日労働委員会を開催いたしましたので、その提案理由につきまして、宿谷政府委員より御説明がございまして、質疑応答をいたしました。よく審査をいたしましたわけでありまして、が、昨二十八日衆議院から本件が送付されました。本付託となりました。この「公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案」につきまして、御質疑がございせんか。……別に御質疑もないようでございますから、討論に入ります。御異議ございませんか。

○竹下豊次君 本件につきましてはすでに委員会におきまして検討も大体済んでおります。……討論するの必要はないと思っております。討論終局の動議を提出いたします。

○委員長(山田節男君) それでは只今討論終局の動議が竹下君より御提出されましたが、討論は終結したものとみなして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 御異議ないものと認めます。それでは直ちに採決に入ります。本件を可とされる方の御起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

○委員長(山田節男君) 全会一致でございます。よつて本件は可決されました。本会議におきまして委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四四條によつて予め多数意見者の承認を得なければならぬことになっております。これは委員長におきまして本法案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにして御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を要することになっておりますから、本法案を可とせられた方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
一松政二、竹下豊次、田村文吉、門屋盛一、田口政五郎、原虎一

○委員長(山田節男君) 次に、本委員会に提出しております請願一通、それから陳情一通について御審議願いたいと存じます。請願は、労働省婦人少年局廃止反対に関する請願、提出者は福島市長佐藤元治君でありまして、紹介議員は橋本萬右衛門君になっておりますが、橋本君から適宜この点は一つ

委員長より紹介して呉れというような話で、紹介者はお見えになりません。

この労働省婦人少年局廃止反対に関する請願は一件でございますが、この件につきましては尚三件要請書として提出されております。本件の内容につきまして、お読みいたしますようか、それとも朗読させようか、それではこの内容を朗読いたさせます。

〔事務局職員朗読〕
婦人少年局婦人児童局存置に関する請願書

新聞その他により伝えられるところによりましますと、労働省婦人少年局並びに厚生省婦人児童局の廃止せられるやに承りますが、誠に由々しきことと存じ、これが廃止絶対反対を陳情するものであります。

私共家庭婦人及び働く婦人にとりまして、婦人少年局、婦人児童局のできましたことは、暗夜に灯を得たことと非常に力強くこの施策に感謝いたしております。殊に福島県におきましては、活潑な活動を続けておられました。全国にさがけて乳児院もでき、児童の身売り防止には、両局とも着々とその実を挙げつつありました。この時代逆行としか思えない両局の廃止は、民主日本の再建に婦人児童の立場を抹消するものと思ふべきで、福島市婦人団体協議会及び労働組合婦人部は共に両局の廃止を反対し、この存置を強く願うものであります。

福島市本町福島市長佐藤元治、福島市婦人団体協議会、労働組合婦人部

昭和二十四年三月十六日

○委員長(山田節男君) 只今朗読いたしましたような内容でございますが、この労働省婦人少年局の存置、或いは廃止の問題については、目下行政管理廳において審議中のようになつておりますが、この請願を本委員会として採択いたしましたら、本会議に付託し、尙更にこれを内閣に送付を要するものとするような処置にいたしてよろしいかどうか、御意見を承りたいと存じます。

○一松政二君 私はそれは俄かに簡単にその請願を採り上げていいかどうかということは、もつと研究を要すると思う、ということは今行政整理が至大の問題になつておるので、ただ一地方の請願者があつたからといって、それを我々が直ぐその面だけの方角からこれを論議して、そうしてそれを内閣に賛成意見を附して送付するということになると、我々はそういう行政整理の部門に対して、余り考慮を拂わない排を免れないと思ふのであります。でありますから、若しその請願の趣旨について当局が、労働省においてはどうか、或いは内閣においてこれをどういうふうに審議しておるかということ、私は一応参考のために聞いた上で我々の賛否を質したら如何かと私は考える次第であります。

○委員長(山田節男君) 田村委員、御発言ありますか。

○田村文吉君 やはり同じことを申したかつたのです、政府はどういうふう

にこれについてお考えになつておられますか。

○委員長(山田節男君) それでは政府から只今の一松委員の御意見について御説明を願います。

○政府委員(宿谷榮一君) 只今議題に相成つております本件と同様の請願が労働省に多数参つております。申し上げるまでもなく、この婦人少年に関する保護育成、又啓蒙等の行政上の点につきましましては、各省との婦人少年に関する連絡行政、その他基準局における基準法の婦人少年の保護、又監督というような内容も含まれておりました。労働省といたしましては、この種の局は成るべく存置して、この目的を達成して行くようにいたしたいと思はれております。併しながら一方には行政の簡素化等の問題がありまして、只今委員長からのお話のございましたように目下検討いたしております。若し本案が御採択になりましたら、この請願の趣旨を活かすように労働省においても努力いたしたいと思ひます。以上労働省における本問題に対する御答弁といたしたいと思ひます。

○門屋盛一君 私は一松委員と少し異つた観点から、この請願は速かに採択して行く方がよいと思ふのであります。行政整理ということは大きな観点から別なところでやつておることで、労働委員会の労働問題の機構を、厚生省時代から考えても、婦人の子供に對することが置き忘れられておつた、それが今採り上げられて初めて婦人、

子供に対してのいろいろの保護が加えられており、又指導の途が開かれておる、こういう際に行政機構というものは必ずしもそういうところを減さなくても、大きいところで行政を簡素化して経費を削減するという考え方があつたから、たとい少数の諸願と雖も國民がそういうことを考えておるといふことが間違つてないことであつたなら、一日も早く行政整理に着手しておればおるほど、この諸願は早く採択して政府に送つてやる方がよいのではないかと、行政整理の参考に……。行政整理に必要なものではないが、整理する折に必要になる、そういう意味で私は婦人と児童の重要性を考えて、これは是非存置したい、こう考えます。この諸願は成るべく速かに採択して送つて貰つた方がよいと考えます。

○田村文吉君 私が先づ政府の御意見を承りたいと申上げたのは、この問題は行政整理の問題から採り上げられて來た議論ならば、これは検討するに非常な簡単な問題になるのですが、これは行政整理の問題の前に何か政府筋から出た放送じやないかと思ふのですが、婦人少年局を廃めるとかいう話が出ておつたものだから、何か事情があるのか、ない方がよいという考え方が政府におりなさるのなら、どういふ事情なのか、その事情をよく承つた上でこの問題の処理を行つた方がよいのじやないか、こう考えまして、若し順当な行政整理から行つてこの問題を廃めようじやないかという全般的な問題があるならば、これは外の問題と同じように一つ再検討して頂かなければならぬのですが、そこは單純にこれだけ採り上げて政府の方から何か放送したいものが出たのじやないかと思つたものですから、これにはどういふ事情があるのか、その結果どういふ反対が出たのか、一つお分りでしたらお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(宿谷繁一君) 只今田村委員の御質問になりましたような、政府の方からこれに関する改送とか情報とかいふのは一つも出ておりませんし、又そういうことでなく、この問題だけの見地から先程お答え申上げたのであります。さような政府から何かの意図があつて各方面で情報を出したといふようなことは、ございません、又聞いておりません。

○一松政二君 私は先程門屋委員の婦人少年の労働についての労働省の考え方、これに対して行政的にその向上を図るという意思には全面的に賛成なのであります。私は特別にその局を廃止した……。そういうものは全然考慮に入れないでよろしいという議論ではなくて、私は曾て中小企業連の設置の外局に反対したごとく、私はやることにはよろしいけれども、何も局を置かなければそういうことがやれないというのではなくして、局を置くことによつて局長あり課長ありというやうなとか大きな機構になつて、そういう経費が要つて実質が上つていぬという憾みを私は日本の官廳組織に見るのでありますから、私は行政整理の観点からいへば、局を廃止することに私は賛成する、但し局を廃止したからその仕事の内容を止めてしまふということじや、私は絶対に賛成しないものであります。局を廃止してもその仕事はどこかに纏められて、そうして集約して効

果的に國の経費を使わずに、つまり節約してそういうことを行政的にやつて貰いたいという趣旨において私は直ぐ局課を廃合すれば、これに関連のある者は直ぐ反対陳情をする、そうしてそれを國會で以て簡單に採り上げるといふことがありますといふと、利害關係を持つておるところの業者並びに國民の一部はそれに直ぐ反対して掛かつて来る、それを國會が直ちにそのまま受入れるといふことであると、行政整理も或いは簡素化も殆んど不可能になつてしまふ、例えば公団の廃止をすると言へば、もう直ぐ業者及び一連の人が反対して掛かるといふ事例も沢山あるものでありますから、私は今その局でやつてゐる仕事を廃止するという意味に非ずして、仕事は別に集約的にやつて貰つて、局そのものを廃止するといふことは、一応考へべきだと私は信ずるものでありますから、若しこれを内閣に送付せねばならぬといふのでありますなら、もつと慎重にやつて頂きたいと私は考えます。

○門屋盛一君 一松先生の議論は、行政整理の方に入つておりました、國會が諸願を採択するかしんかといふことは、その諸願の趣旨を検討すること、それが基礎であつて、平たく言へば民意を尊重しないことになる、諸願を採択しても、それが実行不可能な場合に、新たな予算措置を伴うという場合はこれは余程慎重に考えなければならぬ、本件は今現在ある機構の中から後からできた局から行政整理をやれば、これが一番先にやられるという不安が元になつてこの諸願が起つて來ております。それでこういう諸願が來た。又國會としてはこの諸願の趣旨を十分に採り上げて差支えない、これを政府に送つて政府はそれらを参考にして行政整理をやる、何も行政整理に婦人少年局を廃止する必要はない、これは一松先生の言われるように或いは局といふものを廃止して部にする、前の課に戻す、これは現在の機構が局といふものにこだわつて過ぎるといふことは我々も考えているが、これは別な分野で論議することであつてこの諸願としては私は行政整理の参考資料になることであるから、早く送つてやつた方がよい、そういうふうになつてゐます。

○竹下重次君 我々委員としての心構としてもとより陳情があつたらそれを受入れるのだといふような簡単に考える筋合のものじやない、ただその実質を検討して採択するか否かを決めなければならぬ、これを採択することに決まつたら又幾らでも出て來るかも知れないといふようなことは、少し考え過ぎじやないかと私は思ひます。実質的に考へまして、私は是非存置の必要がある、こういうふうには平生から考へております。現在の労働省における婦人少年局の活動状態について忌憚なく批評いたしますればこれは十分な働きをしないかのように思ひます。併しこれは設立後まだ日も浅くしてどなたが局長におなりになりました、なかなか仕事の上にくい場所であつたらうと私は想像いたしておりますので、ますますこれを拡大し、そうして強化するといふことがこの後の日本においては最も必要じやないかといふふうには考へておるわけでありまして、ただ現在労働省の婦人少年局においてやつております仕事で、必ずしも労働問題だけでなく、他の婦人少年に關することも

取扱つておる方面もあるようでありまして。そういう部門もどういふふうにするか、或いは両局の分を纏めて内閣でやるか、或いは片方の方に纏めるといふ問題で婦人と少年に關して検討の余地もあることだと思つております。少くとも婦人と少年に關する行政機關を今よりも小さくするといふことは絶対によくないと思つております。そういう意味において今折角政府において行政整理と関連して検討中でもあるまい、その意思が確定される前に成るべく早く採択してこれを内閣に送付するといふことが極めて必要である、私はかように考へております。大體門屋委員の御意見に賛成するものであります。

○田村文吉君 これは今後の諸願の審査の上にならぬ、一つの型を作るのじやないかと思ひますが、今度の行政整理關係の役所から私は非常に沢山の諸願書、陳情書を受けておる、これは一々その委員会に掛けて、これは折角言つて來たのだから、一つ願意を採択してやろうという軽い意味で委員会がこれを採択するのならばよろしいのであります、若しそうでないといふれば、実は諸願に私共が賛成を申上げて、予算の方に参りますといふと我々が削ることに賛成しなければならぬかも知れない、こういう立場が今後派山出て來ると思ふのであります、大體諸願書に対する取扱ひ方針はこういふ場合にとらふのが正しいだらうかといふことは、今までも随分派山そんな例にぶつかつたのであります、今度のようには行政整理の關係でこの局を止められることは困る、或いは地方の出先の整理については実は昨日新潟

に帰つただけで三件の請願書を出して呉れといつて参りました。お取次は当然ですから紹介議員になりました。さういふことには参りましたが、さてこの委員会としての取扱い方はどうすればいいか、こういう問題は一方において賛成して置きながら予算のときにはと削らなければなりませんといふことを主張しなければならぬ、こういう場合に一体、ただ民意をよく暢達するのだからだけの軽い意味ならば私は異議なくこの問題は賛成したい、であります、さういふことを総合的に考えた場合に、これは置かなければならぬといふ主張をして、請願を政府に送るだけの勇氣は持たない、こういうことになります。

○門屋盛一君 田村先生のお話は御尤もで、これは当委員会だけでなしに、他の委員会でもこの請願といふものに無責任な採択をしておるといふふうに私自身も考えております。請願は國會が採択して政府に送る以上、これに対する予算措置はどうなるかといふところまでこの委員会ではとらなければ、その他の調査機関が調査して、そこまで考えて送らなければ、いわゆる國會の權威は保てなくなる、さういふことは大きい問題だと考えておるのです。ただ私が本件を至急採択したいといふのは、本件だけではもうこの請願書が出る出ないに拘わらず、この日本の労働問題の上から婦人少年といふものは今まで閉却されておつた、それがやつと婦人少年局ができて、これから事業のスタートに掛つておる、それが今ここで廃止されるとか或いは縮小されるといふことになれば、この問題は人口問題からいいたしましても、婦人少年は

相当重大な分野を占めております。婦人少年に関する政府の扱い方が粗末になつてもいけない、軽く扱われてもいけないといふことを私自身も研究しております。さういふ意味からこの請願を早く採択して、政府の行政整理の参考に資するといふ効果がある、これは新たな予算措置を伴うものでもありません、そこでさういふ民意のある請願が出ておる、それを國會が採択を与えれば、行政整理の一つの大きな参考にもなる、民意を入れた行政整理になる、決して私は政府の施策を妨げるものでもない、このような予算措置の心配も要らないものは、さういふ観点からは非速かに御採択願いたいと思ひます。内閣に送付した方がいいと思ひます。

○竹下豐次君 田村委員の御意見のように、予算問題を考慮に入れて採否を決めるといふことは極めて必要なことであると思ひますが、今度の行政整理の問題が起つて、各省との局を廃止するかといふことが検討されつつあるわけでありますが、私政府の案もまだはつきり知らないものでありますけれども、新聞を見るとさういふことで以て氣を附けて考えて見ますと、まだ他に先に廃止してもいいものがあるのではないかと、逆に言うに婦人少年局といふのは、先に申しましたような必要性から申しまして、どれよりも先といふことでもありません、先ず相当の高い水準に置いて保存するべき必要性がある、かように私は確信しております。さういふ意味では是非採択して置くべきだと思ひます。

○委員長(山田節男君) 本請願につきまして、只今各議員から御発言がございまして、大体この請願を採択した方がよからうという御意見のように承りましたが、これに關しまして政府委員にお伺いしたいことは、現在行政整理の進行中でありまして、その中で労働省事項に関するもので問題になつておりますのは、婦人少年局、それから私共の仄聞するところでは統計調査局も問題になつておるようであります。この経過をもちつと御説明願えませんか。

○政府委員(宿谷榮一君) 今委員長のお示しになりました両局は目下論議の焦点になつておりますが、まだ決定的の情報は我々も承しておりません。併し先程も申し上げましたように各委員から婦人少年局については、いい御意見を沢山伺つたのであります、私共の見るところでも婦人少年の各作業場における労働上の保護とか、それから國民の権利の伸張とか、いろいろの意味においてなすべきことが実は沢山あるように思ふのであります、充足日も浅いものですからまた板に附いておりませんが、是非さういふ事業こそ労働省が沢山やるべきことではないかと、かように考えております。

○一松政二君 私は婦人少年の労働者の問題などに労働省が活動の分野を拡げ、又万全を期するといふ心持は分ります。ところが今日行政整理といふものはこれは國民一般の要望であります。日本の行政官廳が大き過ぎて徒らに費用を食つて、而も能率が上つていない、どうしてもこれに大きなメスを加えなければならぬという立場に立つて考へる場合に、私はこの請願書を今日只今の段階において多数を以て可決されれば、私は多数意見には服しま

すけれども、私はこれを審議未了の形式を採つて置かれた方がいいと思は考へる、私自身の考えから言へば、先ず自分に痛いとこがあらつても、自分の痛いとこから切る覺悟を以てしなければ、各省のどの他の部門でも必ず何らかの言分を以て、各委員会にこれを送付するといふことになつて、先に田村委員の言われましたように、何の意思表示をしておるのか分らないといふような危険もありますから、今日もし御送付になるならば、私は明かに反対の意見を表示して置きたいと思ひます。

○門屋盛一君 一松委員の御意見を伺つておりますと、行政整理は國民一般の要望であることは私もうなづける。行政整理は必要なんです、さうする、この行政整理の目鼻がつくまでは行政整理に関する請願は審議未了にせねばならぬかといふふうにとれるのですが、さうなると、我々國民を代表しておる國會が、この局を残して貰いたといふことも國民の要望なんであり行政整理を一行政廳なり、一内閣の恣にさせるといふことは、國會としてはこれは國會無用論になると思ひます。一松委員とはさういふ見解が開いて来たように、今この婦人少年局の必要性から、これを残して貰いたいという請願と我々の意見が一致するのでありますから、これを御採択願つてさうしてこれを政府に送つて、行政整理の資料にするといふ上からも、行政整理に當る上からは、國民の考え方、國民の熱望がその一つの資料となつて、本當の輿論に副うたところの行政整理ができる

のじゃないか。重大な意見ですので、行政整理の済むまでは、この種の請願を審議未了にするといふようなことは、苟くもこの委員会としては考えられない、その意味から是非一つ一松委員にも御賛成願いたい。

○田村文吉君 御両所の御意見を伺つておりましたも根本においては余り變つた御意見とは思われないのですが、問題は今の労働省の中の局の分け方が現在何局になつておりますか、できておるその中の婦人少年の局といふものを廃めるといふことになれば、それは課となるか、何かになるでしょうか、課として存置するといふことが必要があるかないかといふ問題で、行政整理で採り上げていい問題だと思ふ、だから局以下の問題ならば一々議會の問題ではないのですから、關係はないのですから、その省内でお決めになればいいわけで、問題になつたのだらうと思ひますので、私はただ門屋議員の言われるように、折角請願書をだした、出したけれども行政整理が目下行われておるから、そのままに審議は未了にしておこうといふことも、折角の民意を政府に伝達しないことにもなることであるから、ただ私はこれをさういふ請願があつた、請願があつたが、婦人少年の行政は重視すべき問題であるといふことの意見を附けておやりになり、局を廃止するしないという問題は、これはここで我々がそれをちよつと……、廃止するといふことも、言つてやるといふことは……、残して置くといふことも、私はどうかと思ひますので、婦人、子供に關する行政は重大である、參議院も非常に関心を持つておるといふことを附け加えて、この請願のあれ

を採るというようなことはどうかと思
います。

○一松政二君 田村さんの御意見至極
御尤もなんです、請願の趣旨は存置、
して貰いたいという請願だと思つて
すが、そこで私は門屋さんにちよつと
申し上げて置きたいことは、國民の要
望でありますけれども、これはそのラ
インに繋がつておる一部の國民の要望
のわけなんです、他のこれに関係のない
者は、そういうことを、何をしておる
か知らん人も沢山あるし、十把一から
げにしてどうも役所の数が多いから、
減らすのは誠に結構だということ、
私はもう局外の人は殆んど全部そうだ
と思うので、私もそういう意味におい
て、整理する方にもと／＼大体養成の
男なもんだから、役所の規模は小さい
に越したことはないという、こういう
意味で申上げておるのであつて、國民
の要望ということになれば、どちらの
方が多数の國民の要望になるか、それ
を具体的に考えてみないと非常にむず
かしからうと思つたのですが……。

○委員長(山田節男君) 田口委員にお
伝えしますが、労働省の婦人少年局の
廃止反対に関する請願が出ておりま
す。今各委員から御意見を伺つており
ますが、田口委員のこれに対する御意
見を承りたいのですが……。

○田口政五郎君 私はいまの田村委員
の御意見の通りで、局を廃止せよとか、
これは存置せよというようなことは、
請願といひますか、陳情といひますか、
請願の範圍を逸脱しておると言うこと
は過ぎかも知れませんが、そういうこ
とは採り上げてここで彼れこれ言うこ
とではない、ただ田村君の言われる通り、
その役所でやつておる仕事は非常

に重大關心を持つて、ます／＼そうい
う点を拡充して貰いたいということは
希望しておる点でありますから、只今
田村君のおつしやつた局の廃止云々と
いうことも請願であれば、私はいま暫
くここで審議終了ではない、審議を延
ばして貰つた方がいいと思ひます。
○門屋盛一君 請願は局を存置して貰
いたいという請願になつております。
それからこれを仮りに採択しても、又
田村委員のような意見を附した採択に
しましても、局を存置するかしないか
は、更に行政整理の政府原案ができて、
又改めて國會で審議されるわけなん
ですから、この労働委員会が局を存置す
るかしないかという行政機構について
は決定権はないわけです。労働委員会
としては、そういうものは重要性であ
る、重要性であるからこの局を残して
呉れという請願は、そう私は間違つた
請願ではないと思ふ、請願の趣旨を逸
脱しているものではないと思ひます。
これに対して田村委員の言われるよう
な意見を附してやるならば、早く廻し
てやる、審議を手間取らしておると、行
政整理にいま掛かつておるから、全然
民意が闇から闇に葬られることにな
る、それを憂へるのです。私は最初か
ら意見を發表しておるうちに、採択し
て政府に送付すべきものである、この
採択送付に際して当委員会の意見を附
して廻らすということは、これは当り
前のことであります。

○委員長(山田節男君) 大体この問題
につきまして論議は盡されたやうで
ございますが、只今田村委員からの御意
見もござります、又門屋或いは竹下、
田口委員も、大体私は同じような御意
見ではないかと思ひますが、如何でこ

ざいましょう。これを今門屋委員が言
われますごとく、目下これは関係官廳
で検討中でござりますので、この請願
を採択するといひましたので、その請願
の意見書案として、只今田村或いは田
口委員からも御意見がありましたよう
に、婦人少年局の存置についての積極
的な意見を表示するのではなくて、そ
ういう重要性を唱へた意見書案を附し
て、この請願を採択し、本會議に付内
閣に送付すると、こういうことにいた
したいと思ひます。

○一松政二君 それはちよつと不可能
なことだと思つたのです。請願の趣旨は
明かに局を存置して貰わなければ困
る、存置して貰いたいという請願なん
であります。で、ありますからその請
願を可とすれば、局を廃止するなとい
う意見を、この労働委員会から、参議
院の本會議を経て参議院として、そう
いう意見を進達することになると思つ
のです。又ここで請願を否決するとい
うことも、國民の意思を無視するとい
うことになつて、一部の人のであらうと
多数の人であらうと、否決するとい
うことは、各委員会も大抵やつていな
いと思ふ、これはいろいろ議論が分れた
りする問題は、とかくまあ今迄の形と
しては、更に慎重にやるといふ意味に
おいて、審議未了の形をとつておると
思ふ、可否を何れにも決せられないし、
或いは否とするような場合には、審議
未了になつておるのが、可なりあると
思ふのです。私はこれはたとえ意見を
附しましても、請願の趣旨は存置する
というものであります。で、あります
から存置を我々が主張しないというこ
とであれば、これは内閣に送付する
ことに矛盾が起つて來ると思ふ、であ

りますから私は留保して頂きたいとい
う考え方を要さないわけでありませ
う。

○田村文吉君 今一松委員からの話
であります、在來この委員会の請願
取扱いはですね、随分原文を全く反対
になる希望の意見を附けて廻して
ことも前例があるので、先刻私
が申上げたようなことを附けて、今局
とか課とかいう問題は、現在のところ
それに対する意見は述べられてない
が、婦人少年の行政というものは、重
要なものであるということを附けて、
その請願書を取敢えず出しておつた、
こういうことで御伝達下されば民意も
それによつて整うし、我々の意見もそ
こではつきりと処理することができ
る、こういうことで行つた方がい
いんじゃないか、そうでないといふ折角請願書
を出したけれども、そのまま掘りつ
ぶされたのでは、又お氣の毒にも考へ
ておるのであるから、そういうふう
に御賛成下されば、非常に結構だと思
います。前例が沢山ある。

○一松政二君 そういう意味から、い
ま田村さんのおつしやつたような意見
なら結構でありますから、私はこれに
賛成いたします。

○委員長(山田節男君) それでは一つ
この件につきまして全会一致御採択願
うというふうにいたしたいと思ひます
が異議ありませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田節男君) 有難うござ
います。それでは早速これに只今の御意
見の意見書を附けまして、本會議に報
告をいたしたいと存じます。

それから次に労働法改正に関する陳
情が岩手縣の経営者協會から参つてお
ります、この内容は極めて抽象的で

ありまして、殆んど要望書に近いよう
なものでござりますからして、これ
は労働法改正法案がまだ國會に提出し
ておられませんし、いたしますので、こ
れは暫時保留いたしたいと思ひますが
御異議ございませんか。

〔賛成「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田村文吉君 その問題につきまして
は各種の労働組合及び使用者側から陳
情書が來ると思ひますので、一括して
委員會で纏めて一つ御審議を願う、労
働法改正に参考にするということにお
願ひしたいと思ひます。

○委員長(山田節男君) では只今田村
君の御発言がありましたように、もう
すでに二、三建言書という形で参つて
おりますので、後日一括して御審議願
うことにいたします。それでは請願並
びに陳情に関する件はこれで終りまし
て、甚だ時間が出まじつて恐縮でありま
すが、ここに一言今會期中の一般勞
働問題に関する調査につきまして、議
長に承認を要求いたしたいと思ひます
が、この内容についてちよつと朗読
をいたさせます。

〔事務局長朗読〕

一般労働問題に関する調査承認要
求書

一、事件の名称
一般労働問題に関する調査

一、調査の目的
經濟九原則の嚴正なる実施に伴う
新たな段階に対処し、職業安定法、
失業保険法、労働基準法、労働者
災害補償保険法等の施行状況並び
に労働委員会の事件処理状況を調
査研究する。

一、利益
一般労働問題につきこれが対策の

樹立及び労働関係諸法規の完全公正なる運営施行に寄与する。

一、方法

政府、労働省、使用者各代表其の他各関係者から意見を聴取し資料の提出を求め、且つ必要に応じ労働関係諸施設を視察調査する。

一、期間

今期国会開会中

一、費用

内記

右本委員会の決議を経て参議院規則第三十四條第二項により要求する。

労働委員長 山田節男

参議院議長松平恒雄殿

○委員長(山田節男君) 只今朝読いた

させました、調査承認の要求をいたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○一松政二君、それから議員の地方派遣の問題が起つて参りますか。

○委員長(山田節男君) それも起つて参りますし、或いは都内に出張をして調査することもあると思ひます。

○一松政二君 私は成るべく地方派遣は東京都も地方と言へば地方ですが、余り各他府縣に亘つて調査しても、大体大同小異と思ひますから、この東京都下の程度くらいに止めて成るべく費用を少くして、効果的にされることが私は必要であると思ひてありますから、遠隔の地に議員を派遣するといふことは、その件に關しては実行されないように希望して私はそれに賛成いたしたいと思ひます。

○委員長(山田節男君) 一松委員の御意見がございましたが、勿論休会でも

あればそういうような遠隔地に委員を派遣ということもあるかも知れませんが、

けれども、單に出張、視察、調査でなく、本院内においての労働調査といふことも含んでおります。それではこの調査承認要求書を委員会として、提出いたしたいと思ひます。それではこれで労働委員会を閉会いたします。

午後零時二十八分散会

出席者は左の通り

委員長 山田 節男君

理事 一松 政二君

委員 原 虎一君

田口政五郎君

門屋 盛一君

竹下 豐次君

田村 文吉君

政府委員

労働政務次官 宿谷 栄一君

三月二十八日本委員会に左の事件を付託された。

○公共企業体労働関係法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十四日)

昭和二十四年四月十四日印刷

昭和二十四年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局